

.....  
EU 関税品目分類委員会によるデジタルカメラの新たな関税分類の決定について  
.....

去る 2007 年 7 月 13 日、EU 関税品目分類委員会にて Regulation と Explanatory Notes の併用によるデジタルカメラの新たな関税分類が下記内容にて決議された。

### 1. 決定事項

“解像度 800×600 以上” “連続動画 30 分以上” “23fps 以上” の基準すべてを満たす商品はビデオカメラレコーダー（カムコーダ）と見なす。

したがって、上記 3 つのうち一つでも基準に満たないスペックであればデジタルカメラと見なすというもの。

### 2. 決定に至るまでの経緯と影響について

これまでの約 2 年間、業界が直面してきた大いなる脅威として、EU 当局が当初課税のために検討していた分類案による 3 年遡及課税ならびに将来課税の問題が懸念されていたが、欧州市場における消費者への不利益を回避すべく、欧州カメラ関連業界連携のもとに行った CIPA による戦略的かつ主体的なロビー活動の結果、EU 当局は業界の主要意見を尊重しかつその他 2 基準との and 条件を受け入れた。

懸念された課税の影響であるが、結果、過去 3 年遡及については、会員が EU 市場で既に販売した商品で 3 つの基準をすべて満たすものは皆無に近く、したがって課税そのもののおそれは事実上消滅した。また、今後市場投入される商品については、会員各社が適宜判断し対応することとなる。

### 3. 今後の課題 - 基本スタンス -

EU 当局による ITA 対象製品の恣意的かつ独断的関税分類行為はそもそも ITA 違反行為であり、他の IT 製品に累を及ぼさないためにも今後は通商の場で当該行為そのものの無効性を CIPA は引き続き世の中に訴えていく。